

残余財産の分配のための基準日設定に関するお知らせ

平成30年1月11日

株 主 各 位

愛知県名古屋市中区栄三丁目7番104号  
中部証券金融株式会社  
代表清算人 湯本 崇雄

当社は、平成30年1月26日（金曜日）を基準日と定め、同日午後5時現在の株主名簿上の株主又は登録株式質権者をもって、残余財産の分配を受けることができる権利者とすることを定めましたので、公告いたします。

以 上